

中小企業のトレンド(第12回)

経営に影響？ 13桁の法人番号で企業に監視の目

2016.06.29

企業版マイナンバーである「法人番号」の利用が始まった。厚生年金の未加入、税務調査の精度向上という管理強化の面がある一方で、許認可申請の簡素化などプラスもあり、法人番号の存在をもっと意識すべきだ。

2016年1月から利用が始まったマイナンバー制度。個人番号と同時に、企業版マイナンバーといわれる「法人番号」の利用が始まっている。中小企業経営者の関心はまだ薄いですが、その影響は次第に大きくなりそうだ。

法人番号は設立登記されている法人、国の機関、地方公共団体に13桁の番号が振られるもの。15年10月から郵送で通知された。また、登記のない団体でも、法人税や消費税の申告納税義務または所得税の源泉徴収義務などがある場合は法人番号が指定される。個人番号は厳しい管理が求められるが、法人番号は公開され、国税庁の法人番号公表サイトで、法人番号、名称、所在地が検索できる。

法人番号は公開情報

	個人番号	法人番号
桁数	12桁	13桁
番号の通知元	市区町村長	国税庁長官
番号を発行する対象	住民票を持つ人	設立登記された全ての法人、国の機関、地方公共団体など
利用制限	社会保障、税、災害対策の3分野	なし
公開の状況	非公開	公開
番号変更	原則できない(漏洩の可能性があれば新番号を用意)	原則できない

法人番号は、設立登記された全ての法人などに割り振られ、ネット上で公開されている
(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

信用情報にも法人番号が表示される… 続きを読む